

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:水道部業務課 No.001

処 分 名	水道事業の用に供する行政財産の目的外使用の許可の取消し
処 分 の 概 要	水道事業管理者は、水道事業の用に供する行政財産の使用許可に係る使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができます。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程（平成 17 年 10 月 1 日企業管理規程第 11 号）第 7 条
処 分 基 準	◎使用者が次のいずれかに該当する場合には、使用許可に係る使用条件を変更し、又は使用許可を取り消すことができます。 （1）春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程、又は使用許可条件に違反した場合 （2）偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた場合 （3）その他水道事業管理者が特に必要と認めた場合
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 27 年 4 月 1 日）
備 考	

■春日部市水道事業の用に供する行政財産の目的外使用に係る使用料に関する規程

(使用許可の取消し等)

第7条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可に係る使用の条件を変更し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この規程又は使用許可条件に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けた場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、管理者が特に必要と認めた場合

根拠条例及び
関係例規等の抜粋